

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山梨県後期高齢者医療広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	— %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	— %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

当広域連合の職員は、構成団体からの派遣職員（各派遣元により給与決定）と広域連合で雇用する会計年度任用職員（女性のみ）であり、該当者が存在しないため、「—」と記載。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。